及助太刀」と也。 罷越候。孫平次垣外に扣居といへども、首尾能く討取故不! 存申入旨也。後家不同心といへ共是非と所望に付、願の通 内談の事に有之候。今夜其約諾をも相究候はど、明朝加勢 平以。昨二日、秀元後家方へ参り、秀元厚恩の我等、其上吉と 令』嫁娶、旨兼て約諾す。故に先年左五太夫へも不許容也。孫 度候旨達て願之。則其趣に御申渡候。于時田嶋孫平次とい 也。然に妻子共申候は我等父夫の仇に候條、手に掛仕舞申 付屆迄も仕置、 り吉と可、爲,夫婦,と許容す。仍之後家と盃事をし、則爲加勢 ふもの、秀元同郷の好に付、數年秀元厄介に預り、娘吉と可い 秀元死後如何と存扣居候得共、 評定所へ訴へる所に、御仕置に可被仰付と か様の節は格別と

秀元妻名夏三十八歲白裝束、鉢卷・帶共に白し。長刀を携 妹娘名はきち、右同斷 候。姊娘吉十七歲、刀脇刺を帶し白裝束。但鉢卷帶は紫。

左五太夫は白帷子管鎗携之。

翌朝夏見』左五太夫,殊の外いれ申由。 父の仇也。 初太刀を可仕とて母をいたはり、 吉申候は、我等爲には 姉妹兩人にて

> 之卽時に打捕之。姊妹共少々手負候。 切合候所に、 或は其所にて看病被仰付とも云。 母長刀を以て左五太夫が右の手を切落す。 尾張殿へ御引取と也。

## 一、地震の前表

すと云。 寶永元年四月二十二日夜、羽州秋田城下にて見え候月、 月の左右に見ゆる星、大さ如。常月。圖如左。同月二十四日 さ七尺許にして月の下方に氣横はる事二丈許、其形如棒。 九時秋田領細村といふ所大地震、其上火災ありて人多く死



覺る事あらば、地震の前表と可』心附,也。今度も天近く覺候 每々我藩邸へ被參候。尋常と違うて星月大にみえ、天近く 因、此思ふに元祿十六年十一月二十三日、東都大地震の時余 も在』東都。御旗奉行天野彌五右衞門後稱,長三郎,人の、 前後

震の變あり。天野氏の話と符合いたし候。仍之記此。 有之候。秋田城下にて星月尋常より甚大に見えて、其後地 打候跡にて、如案大地震に候得共、災難に逢不申候由物語 居宅の棟桁等却て危くみゆる所々には、 皆かすがひを

## 一、宮腰海上へ死人材木等漂着

候處、六月朔土用の日より暴威俄に强く、五月十九日夜雨 幡山新善法寺祐清は、 處、七月朔頃より越前・近江等大洪水の沙汰有之候。城州八 にも候は

以早速相知可申處、指て

其沙汰も無之儀不審に候 もまとはれ溺死の躰も候。近國に洪水の災も候散、 敷取上候。人の死骸など多く相見え、或は蚊帳の内に幾人 をも止候て、只海上へ出てひろひ候。 つかたより宮腰海上へ色々の物漂流いたし候。獵師共我業 風は折々吹候。二十日より雷雨いたし大雨も降候。六月末 降候迄にて、六月二十日迄照つどけ、炎熱難凌候。 今兹乙卯氣候 不順之事 三四月頃より 五月末迄、折節至て 一日より二十三日迄大風雨、甚洪水にて淀・八幡・牧潟邊は、 風も極て丑寅の方より吹き、陽氣薄く、雷鳴も甚微に 本多主水子に付飛脚到來。 棟梁等の家屋材木夥 六月二十 但西南の 越前等

> 十五年前 往來も難成程の儀に付、 に致参著候。 田地推流し或は泥入等にて、皆不農に罷成候。道中泥砂等 0 洪水よりは三尺の上水増申候。 飛脚も二十七日に指出候由、 風は東風に候。 四日

## 一、越前筋の山拔出水

前月二十二日より大雨にて、 洪水は夥敷様子に相聞え申候。 由に御座候。 方の内數ケ所、 山間濱方にて田地は指て押立相損じ不申由。 村家過半潰れ人馬も相損じ、海川へ押流候 越前筋山拔出水にて、 山方浦

右越前・近江・若狹邊餘程の變事沙汰仕候故、 別紙の趣に御座候故、 御案內申上候。 以上。 有增爲承合候

御改作御奉行

七月五日

今江村十村

源

判

越前·若狹·近江筋洪水被害

恵家敷パナ軒キュス内 流 家惣家敷パナ軒キュス内 流 家 潰家·人馬等相損申候覺。 玉

死

二十四五軒許二十人許

山拔出潰家 ケ

原